

大阪青山大学学則（案）

第I章 総則

（目的）

第1条 大阪青山大学(以下「本学」という。)は、教育基本法 of 精神及び学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

（情報の公開）

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。

（社会的・職業的自立に関する指導体制等）

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部学科、修業年限及び在学年限

（学部・学科）

第6条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部 健康栄養学科

看護学科

子ども教育学部 子ども教育学科

2 前項の学部及び学科の目的は、次のとおりとする。

健康科学部

心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の維持・増進と疾病の予防・快復に貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

健康栄養学科

(1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。

(2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

看護学科

(1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。

(2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

子ども教育学科

(1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。

(2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第8条 本学の在学年限は8年とする。ただし、第37条及び第38条の規定により編入学又は転入学した学生は、残り修業年限の2倍の年数とする。

第3章 学生定員

(定員)

第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	入学定員	収容定員
健康科学部		
健康栄養学科	80名	320名
看護学科	80名	320名
子ども教育学部		
子ども教育学科	80名	340名

2 子ども教育学部子ども教育学科の3年次編入学定員は、10名とする。

第4章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 健康科学部健康栄養学科（以下「健康栄養学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に分け、更に専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に区分し、編成するものとする。ただし、健康栄養学科においては、教育職員免許状取得に関する科目を別に編成するものとする。

2 健康科学部看護学科（以下「看護学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、編成するものとする。

3 子ども教育学部子ども教育学科（以下「子ども教育学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。

4 各学科の教育方針に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分す

る。

5 自由科目は、第54条第1項に定める卒業要件単位数に算入しない。

(授業科目及び単位数等)

第11条 健康栄養学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 看護学科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

3 子ども教育学科の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(授業方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

(進級要件)

第13条 看護学科においては、別に定める進級要件を満たさなければ、第2学年から第3学年への進級を認めない。

(他の大学又は短期大学における学修)

第14条 他の大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、学長が教育上有益であると認めるときは、当該大学又は短期大学と協議のうえ、これを許可することがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲でこれを本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校の専攻科又は大学設置基準第29条第1項の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(栄養教諭一種免許状)

第17条 健康栄養学科において、栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。
(管理栄養士国家試験受験資格)
- 第18条 健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、管理栄養士学校指定規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学管理栄養士養成課程履修規程に定める。
(栄養士免許状)
- 第19条 健康栄養学科において、栄養士の免許を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学栄養士養成課程履修規程に定める。
(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格)
- 第20条 健康栄養学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学食品衛生課程履修規程に定める。
(保健師及び看護師国家試験受験資格)
- 第20条の2 看護学科において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。
- 2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第54条第1項に規定する単位のほか、保健師の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
(幼稚園教諭一種免許状)
- 第21条 子ども教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。
(保育士資格)
- 第22条 子ども教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学保育士養成課程履修規程に定める。
(小学校教諭一種免許状)
- 第23条 子ども教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。
(社会福祉主事任用資格)
- 第23条の2 子ども教育学科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法第19条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目及び単位を修得しなければならない。

第23条の3 削除

(その他の民間資格等)

第23条の4 第17条から前条までに定める国家資格の他、各種の民間資格の認定機関として指定を受けており、それぞれの資格等を取得することができる。

2 前項の資格の種類は、大阪青山大学履修規程に定める。

3 資格要件については、別に定める。

(履修登録)

第24条 学生は、履修しようとする授業科目を学期の始めに学長に届け出て、その許可を得なければならない。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、学長は単位数を定めることができる。

(授業日数)

第26条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する祝日

(3) 本学園創立記念日（1月23日）

(4) 春季休業 3月23日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月10日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月9日まで

2 学長は必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、除籍及び留学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第31条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第32条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて、別表4に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学検定料の取扱)

第33条 一旦納入した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学選考)

第34条 第32条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

(入学手続)

第35条 第34条の選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料、その他学費を納入し、誓約書及び本学所定の入学に関する書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条に基づき入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第37条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き第2年次又は第3年次に編入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により編入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転入学)

第38条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により転入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転学)

第39条 本学から他の大学へ転入学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第40条 病気その他の理由により授業に出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは1年を超える休学を許可することがある。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間中でもその理由が解消し、復学しようとする者は学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第43条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

第44条 本学を退学した者及び第45条第3号により除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 正当な理由なくして授業料及びその他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明になった者

(留学)

第46条 本学が定める他の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条及び第8条に定める修業年数及び在学年限に含めるものとする。
- 3 留学に関する取扱いは、別に定める。

第7章 単位の修得及び卒業

(単位の認定の条件)

第47条 単位修得を認定するための評価は、当該授業科目の出席時間数が別に定める所定の時間数に満たない者については、これを行うことができない。

- 2 授業料及びその他の学費を納入していない者についても、前項と同様とする。

(評価指標等)

第48条 単位修得を認定するための評価は、原則として授業科目毎に行う試験の結果によるものとし、必要に応じてその他の指標を考慮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、演習及び実技並びに試験によることが適切でない講義科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況や成果物等により評価し、単位修得の可否を認定することができる。

(試験種別)

第49条 試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第50条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。

(追試験)

第51条 やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者については、追試験を行う。

(再試験)

第52条 不合格の科目については、再試験を行うことができる。

(学業成績)

第53条 学業成績の判定は、秀、優、良、可及び不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

- 2 秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。
- 3 不可は、不合格とし、単位を認定しない。

(卒業の認定・学位)

第54条 本学に4年以上在学し、所属学科所定の授業科目を履修し、下記のとおり単位を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。

学部及び学科名	卒業要件単位数
健康科学部	
健康栄養学科	124単位以上
看護学科	127単位以上
子ども教育学部	
子ども教育学科	124単位以上

- 2 学長は、前項により卒業を認定した者に対して、学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第8章 学 費 等

(学費)

第55条 授業料及びその他の学費については、別表4のとおりとする。

- 2 一旦納入した学費は、正当な理由がない限り返還しない。

(休学に係る授業料等及び学籍料)

第56条 学期前に休学を申し出て許可された場合は、当該学期に係る授業料、施設費及び実習費（以下本条及び第58条において「授業料等」という。）の納入を要しない。

ただし、休学期間においては、別表4に定める学籍料を納入しなければならない。

- 2 学期途中に休学する場合は、休学開始月までの授業料等を月割にて納入のうえ、前項ただし書きに基づき、学籍料を納入しなければならない。
- 3 許可された休学期間の途中で復学する場合は、復学日の属する月から当該学期の最終日が属する月までの授業料等の月割額を復学が許可されてから復学までの間に納付しなければならない。この場合において、授業料等納付月分の学籍料は返還する。

(手数料)

第57条 試験及びその他各種の手数料については、別に定める。

(授業料等の分納・延納)

第58条 授業料等は、特別の事由のある場合、分納又は延納を許可することがある。

第9章 賞 罰

(表彰)

第59条 品性、学力ともに優秀な者又は篤行があった等、学生として表彰に値する行為のあった者については、学長は教授会の意見を聴き表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の秩序を乱し、かつ本学の規則等に違反した者又は学生としての本分にもとると認められる行為をした者については、学生懲戒規程の定める手続きを経て、学長

が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 職員組織

第61条 教授会、事務組織等職員組織については、学校法人大阪青山学園組織規程の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、長期履修生、研究生及び外国人留学生 (科目等履修生)

第62条 本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は教授会の意見を聴き科目等履修生として受け入れることができる。

- 2 科目等履修生には、第47条及び第53条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

第63条 第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き長期履修生として入学を許可する。

- 2 長期履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第64条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第65条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第66条 本学に厚生施設を置く。

- 2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第67条 教育研究の成果を公開して地域社会に貢献するため、適宜公開講座を開設する。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成21年8月6日から施行し、第7条については、平成21年度入学者及び編入学者から、別表3の授業科目「教職実践演習（幼・小）」については平成22年度入学者から適用する。
- 6 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成22年7月16日から一部改正即日施行し、改正施行の日に現に在籍する学生にあつては、なお従前の例による。
- 8 この学則は、平成23年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在学する学生にあつては、なお従前の例による。
- 9 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成23年3月8日から一部改正し、平成24年4月1日から施行する。
ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。
- 11 この学則は、平成23年5月25日から施行する。
- 12 この学則は、平成23年9月29日から施行する。
- 13 この学則は、平成24年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から在籍する学生にあつては、なお従前の例による。
- 14 この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則

- 15 この学則は、平成25年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 16 この学則は、平成26年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 17 (1) この学則は、平成27年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第45条、第54条、第59条及び第60条を除き、なお従前の例による。
(2) 第9条に規定する看護学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

平成27年度 平成28年度 平成29年度

健康科学部看護学科 80名 160名 240名

附 則

18 この学則は、平成28年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第56条及び第58条を除き、なお従前の例による。

附 則

19 この学則は、平成29年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

20 この学則は、平成30年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

21 この学則は、平成31年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

22 この学則は、平成31年4月26日から一部改正即日施行し、改正後の入学金は2020年4月以降の入学者から適用する。

附 則

23 (1) この学則、令和2年4月1日から施行する。

(2) 令和2年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

24 (1) この学則、令和3年4月1日から施行する。

(2) 令和3年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

25 この学則は、令和4年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

学則別表 1 健康栄養学科 基礎教育科目・専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎教育科目	健康科学概論	1			
	食と健康	2			
	管理栄養士入門	2			
	地球環境論		2		
	実用数学		2		
	化学Ⅰ		2		
	化学Ⅱ	2			
	有機化学	2			
	基礎化学実験		1		
	生物学		2		
	日本語Ⅰ	2			
	日本語Ⅱ		2		
	プレゼンテーション概論	2			
	プレゼンテーション演習		1		
	コミュニケーション論		2		
	心理学		2		
	伝統文化に学ぶ	1			
	国際協力論		2		
	多文化共生論		2		
	日本国憲法		2		
	情報処理		2		
	情報リテラシーⅠ		2		
	情報リテラシーⅡ		2		
	統計学		2		
	基礎英語Ⅰ	1			
	基礎英語Ⅱ	1			
	専門英語Ⅰ	1			
	専門英語Ⅱ	1			
	体育講義	1			
	体育実技	1			
	基礎教育科目合計	20	30	0	

科目 区分	授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考	
		必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	社 会 ・ 環 境 と 健 康	健康管理概論	2			
		環境と健康	2			
		公衆衛生学	2			
		公衆衛生学実習	1			
	人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 の 成 り 立 ち	生化学Ⅰ	2			
		生化学Ⅱ	2			
		生化学実験Ⅰ	1			
		生化学実験Ⅱ	1			
		解剖生理学Ⅰ	2			
		解剖生理学Ⅱ	2			
		解剖生理学実験	1			
		運動生理学		2		
		運動生理学実習		1		
		医学概論	2			
		病態生理学Ⅰ	2			
		病態生理学Ⅱ	2			
		微生物学		2		
	食 べ 物 と 健 康	食品学総論	2			
		食品学各論	2			
		食品機能論		2		
		食品学実験	1			
		食品機器分析実験		1		
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実験	1			
		調理科学		2		
		調理科学実験		1		
		調理学	2			
		調理学実習Ⅰ	2			
		調理学実習Ⅱ	2			
		調理学実習Ⅲ		1		
	専門基礎分野合計		38	12	0	

科目区分	授 業 科 目 の 名 称	単位数			備 考
		必修	選択	自由	
専門教育科目	基礎栄養学	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
		基礎栄養学特別講義		2	
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2		
		応用栄養学Ⅱ	2		
		応用栄養学Ⅲ	2		
		応用栄養学Ⅳ		2	
		応用栄養学実習Ⅰ	1		
		応用栄養学実習Ⅱ	1		
		応用栄養学実習Ⅲ		1	
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2		
		栄養教育論Ⅱ	2		
		栄養教育論Ⅲ	2		
		栄養教育論実習Ⅰ	1		
		栄養教育論実習Ⅱ	1		
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2		
		臨床栄養学Ⅱ	2		
		臨床栄養学Ⅲ	2		
		臨床栄養学Ⅳ	2		
		臨床栄養学実習Ⅰ	1		
		臨床栄養学実習Ⅱ	1		
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2		
		公衆栄養学Ⅱ	2		
		地域栄養活動実習	1		
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2		
		給食経営管理論Ⅱ	2		
		給食経営管理実習Ⅰ	1		
		給食経営管理実習Ⅱ	1		
	総合演習	総合演習	2		
	臨地実習	臨地実習Ⅰ	1		
		臨地実習Ⅱ	1		
		臨地実習Ⅲ	2		
	その他	コース特別時間		2	
健康とスポーツ			2		
スポーツ栄養学			2		
看護学概論			1		
卒業研究		4			
専門分野合計		50	12	0	
専門教育科目 合計		88	24	0	

学則別表2 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎 教育 科目	キャリア 形成	大阪青山ゼミナール	1		(履修方法及び卒業要件) 必修18単位+選択7単位以上
		プレゼンテーション概論		1	
		プレゼンテーション演習		1	
		ジェンダー論		1	
	科学的 基礎 思考	実用数学		2	
		応用生物学	2		
		応用化学		2	
		生化学	2		
	人間と 健康の 理解	心理学	2		
		教育心理学		2	
		健康科学概論	1		
		生涯発達学		2	
		食と健康	1		
		保育実践入門		1	
		健康とスポーツ科学Ⅰ(実技)		1	
		健康とスポーツ科学Ⅱ(講義)		1	
	文化 と社会 の理解	伝統文化の世界	2		
		上方まなび学		2	
		法学(憲法)		2	
		食と文化		2	
	コミュニ ケーション と情報	日本語Ⅰ(読解・分析)	1		
		日本語Ⅱ(口述・記述)		1	
		英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
		英語Ⅲ		1	
		英語Ⅳ		1	
		コミュニケーション論	1		
		情報処理Ⅰ(基礎)	1		
情報処理Ⅱ(応用)		1			
情報リテラシーⅠ		1			
情報リテラシーⅡ			1		
基礎教育科目 合計		18	24		

科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専 門 基 礎 科 目	解剖生理学Ⅰ	2			(履修方法及び卒業要件) 必修28単位＋選択2単位以 上
	解剖生理学Ⅱ	2			
	微生物学	1			
	生命倫理	1			
	病理病態学	2			
	治療食概論	1			
	疾病治療論Ⅰ(内科)	3			
	疾病治療論Ⅱ(外科)	2			
	疾病治療論Ⅲ(小児科)	1			
	疾病治療論Ⅳ(産婦人科)	1			
	疾病治療論Ⅴ(精神科)	1			
	臨床薬理学	2			
	栄養学	1			
	人間生活工学	1			
	公衆衛生看護学概論	2			
	保健統計学 ※		2		
	疫学	2			
	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅰ ※		2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ ※ (地域保健)		2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ ※ (産業保健)		1		
公衆衛生看護活動展開論Ⅲ ※ (学校保健)		1			
看護関係法規	1				
保健医療福祉行政論	2				
専門基礎科目 合計	28	8	0		

※印は保健師課程必修科目を示す。

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
専門科目	看護学の基本	看護学概論	2			
		基礎看護援助論Ⅰ	1			
		基礎看護援助論Ⅱ	1			
		基礎看護援助論Ⅲ	2			
		看護過程Ⅰ	1			
		看護過程Ⅱ	1			
		看護理論	1			
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
	看護学の展開	成人	成人看護学概論	2		
			ヘルスアセスメント	1		
			リハビリテーション看護論	1		
			成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2		
			成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2		
			成人看護学演習Ⅰ(慢性期)	1		
			成人看護学演習Ⅱ(急性期)	1		
			成人看護学実習Ⅰ(慢性期)	3		
			成人看護学実習Ⅱ(急性期)	3		
		老年	老年看護学概論	1		
			老年看護学援助論	2		
			老年看護学演習	1		
			老年看護学実習Ⅰ	1		
			老年看護学実習Ⅱ	3		
		小児	小児看護学概論	1		
			小児看護学援助論	2		
			小児看護学演習	1		
			小児看護学実習	2		
		母性	母性看護学概論	1		
			母性看護学援助論	2		
			母性看護学演習	1		
			母性看護学実習	2		
		精神	精神看護学概論	1		
			精神看護学援助論	2		
			精神看護学演習	1		
			精神看護学実習	2		
		在宅	在宅看護学概論	2		
			在宅看護学援助論	2		
	在宅看護学演習		1			
	在宅看護学実習		2			
	看護の統合と発展	看護管理学	1			
		統合実習	2			
		看護倫理	1			
		看護研究の基礎Ⅰ(方法論)	1			
		看護研究の基礎Ⅱ(卒業研究)	2			
		看護統合ゼミナール	1			
医療安全管理論		1				
チーム医療論		1				
国際看護論			1			
災害看護論 ※			1			
専門科目 合計	71	2				
保健師課程	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ ※			2		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅳ ※			2		
	公衆衛生看護管理論 ※			2		
	公衆衛生看護学実習 ※			5		
	小計			11		
合計		117	34	11		

(履修方法及び卒業要件)
必修71単位＋選択1単位
以上

※印は、保健師課程必修科目を示す。

学則-18

学則別表3 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教育科目	教育と福祉	2		
	食と健康		2	
	日本語Ⅰ	2		
	日本語Ⅱ		2	
	実用書道		1	
	生物学		2	
	地球環境論		2	
	統計学		2	
	心理学		2	
	コミュニケーション論		2	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		1	
	キャリアデザイン	1		
	ボランティア論		2	
	伝統文化に学ぶ	1		
	多文化共生論		2	
	学修基礎演習		2	
	日本国憲法	2		
	情報処理	2		
	情報リテラシーⅠ		2	
	情報リテラシーⅡ		2	
	基礎英語Ⅰ	1		
	基礎英語Ⅱ	1		
	体育講義	1		
体育実技	1			
	合計	14	28	

科目区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専門基礎科目	健康子ども学基礎ゼミナール	2		
	健康子ども学Ⅰ	2		
	健康子ども学Ⅱ		2	
	子どもの健康と生活		2	
	教育原理	2		
	保育原理	2		
	教育心理学	2		
	保育の心理学	2		
	子どもの人権	2		
	子ども文化論		2	
	子ども社会論		2	
	子どもと英語Ⅰ		2	
	子どもと英語Ⅱ		2	
	基礎音楽Ⅰ	1		
	基礎音楽Ⅱ	1		
	器楽Ⅰ	1		
	造形	1		
	専門基礎科目合計	18	12	

専門教育科目	こころとからだの健康	健康心理学	2		
		子ども家庭支援の心理学		2	
		児童心理学		2	
		カウンセリング演習		1	
		教育相談		2	
		臨床教育学		2	
		臨床保育学		2	
		子ども理解の理論と方法		2	
		食育論	2		
		子どもの保健	2		
		子どもの健康と安全		1	
		子どもの食と栄養	2		
	子どもの福祉	社会福祉	2		
		子ども家庭福祉		2	
		子ども家庭支援論		2	
		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		1	
		特別支援教育入門		2	
		特別支援実践論		2	
		社会的養護Ⅰ	2		
		社会的養護Ⅱ		1	
		子育て支援		1	
社会福祉行政論		2			
子どもと虐待		2			

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
		必修	選択		
専 門 教 育 科 目	教 育 及 び 保 育 の 内 容 ・ 方 法	保育カリキュラム論		2	
		保育者論		2	
		子どもと健康		2	
		子どもと人間関係		2	
		子どもと環境		2	
		子どもと言葉		2	
		子どもと音楽表現		2	
		保育内容総論		1	
		保育内容・健康		1	
		保育内容・言葉		1	
		保育内容・身体表現		1	
		保育内容・環境Ⅰ		1	
		保育内容・環境Ⅱ		1	
		保育内容・人間関係Ⅰ		1	
		保育内容・人間関係Ⅱ		1	
		保育内容・造形表現Ⅰ		1	
		保育内容・造形表現Ⅱ		1	
		保育内容・音楽表現Ⅰ		1	
		保育内容・音楽表現Ⅱ		1	
		声楽Ⅰ	1		
		声楽Ⅱ		1	
		器楽Ⅱ	1		
		器楽Ⅲ		1	
		器楽Ⅳ		1	
		子どもの音楽総合Ⅰ		1	
		子どもの音楽総合Ⅱ		1	
		子ども体育Ⅰ		1	
		子ども体育Ⅱ		1	
		教育課程論		2	
		教職論		2	
		社会		2	
		算数		2	
		理科		2	
		生活		2	
		家庭		2	
		初等教科教育法（国語）		2	
		初等教科教育法（社会）		2	
		初等教科教育法（算数）		2	
		初等教科教育法（理科）		2	
		初等教科教育法（生活）		2	
		初等教科教育法（音楽）		2	
		初等教科教育法（図画工作）		2	
		初等教科教育法（家庭）		2	
初等教科教育法（体育）		2			
初等教科教育法（英語）		2			
道德教育の指導		2			
総合的な学習の時間の指導		2			
特別活動の指導		2			

	生徒・進路指導論		2	
	教育社会学		2	
	教育方法・技術論		2	
	児童文学		2	

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考	
		必修	選択		
専 門 教 育 科 目	実 習 ・ 研 究	保育実習ⅠA		2	
		保育実習指導ⅠA		1	
		保育実習ⅠB		2	
		保育実習指導ⅠB		1	
		保育実習Ⅱ		2	} ☆(※1)
		保育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習Ⅲ		2	} ★(※1)
		保育実習指導Ⅲ		1	
		教育実習Ⅰ		1	
		教育実習Ⅱ		3	
		教育実習事前事後指導		1	
		教職実践演習(幼・小)		2	※2
		教職実践演習(幼・保)		2	※2
		地域子育て支援実習		2	
		健康子ども学専門ゼミナール		2	
		卒業研究		4	
		専門教育科目合計		14	141

※1 保育士資格取得希望者は、☆または★のいずれかを選択必修。

※2 幼稚園教諭免許取得希望者は、いずれかを選択必修。

別表4 入学検定料及び授業料その他の学費と学籍料

入学検定料	35,000 円	複数回受験の場合は2回目以降20,000 円
入 学 金	230,000 円	

(年額)

学 部	健康科学部	健康科学部	子ども教育学部
学 科	健康栄養学科	看護学科	子ども教育学科
授業料	1,160,000 円	1,300,000 円	1,000,000円
施設費	80,000 円	80,000 円	80,000円
実習費	1・2学年 各60,000円 3・4学年 各100,000円	300,000円 (4年次保健師課程 別途 60,000円)	—
合 計	1・2学年 各1,300,000円 3・4学年 各1,340,000円	1,680,000円 (保健師課程 1,740,000円)	1,080,000円

学籍料	10,000円 (月額)	休学期間分をまとめて前納
-----	--------------	--------------

学則変更事項を記載した書類

- 学則変更の事由
子ども教育学部設置に伴う所要の改正

- 学則の変更点
 - ① 第6条第1項の「子ども教育学科」を「子ども教育学部子ども教育学科」に変更し、健康科学部の目的を修正する。また、第2項に子ども教育学部の目的及び同子ども教育学科の目的を新たに規定する。
 - ② 第9条の「子ども教育学科」を「子ども教育学部子ども教育学科」に変更する。
 - ③ 第10条の健康栄養学科を「健康科学部健康栄養学科」に、看護学科を「健康科学部看護学科」に変更する。また、子ども教育学科を「子ども教育学部子ども教育学科」に変更し、授業科目の区分に「専門基礎科目」を加える。
 - ④ 第11条の看護学科の授業科目及び単位数を「別表2」に、子ども教育学科の授業科目及び単位数を「別表3」に変更する。
 - ⑤ 第20条の2に「保健師及び看護師国家試験受験資格」に係る条項を規定し、「第23条の3」を削除する。
 - ⑥ 第54条の表に「子ども教育学部」を設け、「子ども教育学科」をそこに移す。
 - ⑦ 附則25として、「この学則は、令和4年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。」を規定する。
 - ⑧ 別表2の表題を「看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目」に変更。別表3の表題を「子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目」に変更し、別表3の授業科目の見直しを行う。
 - ⑨ 別表4の「健康科学部子ども教育学科」の表記を「子ども教育学部子ども教育学科」に変更する。

以上

大阪青山大学学則の一部改正（案）

改正の理由

- 子ども教育学部設置に伴う所要の改正

大阪青山大学学則新旧対照表	
改正案	現 行
大阪青山大学学則	大阪青山大学学則
<p>第 I 章 総 則 (目的)</p> <p>第 1 条 同右</p> <p>(自己点検・評価等)</p> <p>第 2 条 同右</p> <p>2 同右 (教育内容等の改善のための組織的な研修等)</p> <p>第 3 条 同右</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第 4 条 同右</p> <p>(社会的・職業的自立に関する指導体制等)</p> <p>第 5 条 同右</p> <p>第 2 章 学部学科、修業年限及び在学年限 (学部・学科)</p> <p>第 6 条 本学に次の学部及び学科を置く。 健康科学部 健康栄養学科 看護学科 <u>子ども教育学部 子ども教育学科</u></p> <p>2 前項の学部及び学科の目的は、次のとおりとする。 健康科学部 心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の<u>維持・増進と疾病の予防・快復に貢献し</u>、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。 健康栄養学科 (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。 (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。 看護学科 (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。 (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。 <u>子ども教育学部</u> <u>子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。</u> 子ども教育学科 (1) <u>子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。</u> (2) <u>子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をも</u></p>	<p>第 I 章 総 則 (目的)</p> <p>第 1 条 大阪青山大学(以下「本学」という。)は、教育基本法¹の精神及び学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。 (自己点検・評価等)</p> <p>第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。</p> <p>2 自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。 (教育内容等の改善のための組織的な研修等)</p> <p>第 3 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。 (情報の公開)</p> <p>第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。 (社会的・職業的自立に関する指導体制等)</p> <p>第 5 条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>第 2 章 学部学科、修業年限及び在学年限 (学部・学科)</p> <p>第 6 条 本学に次の学部及び学科を置く。 健康科学部 健康栄養学科 <u>子ども教育学科</u> 看護学科</p> <p>2 前項の学部及び学科の目的は、次のとおりとする。 健康科学部 心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の<u>増進と子どもの健全やかな成長を支えることに貢献し</u>、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。 健康栄養学科 (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。 (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。 <u>子ども教育学科</u> (1) <u>子どもの健康な発育に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。</u> (2) <u>子どもの健康及び教育・保育に関する専門的知識を生かしながら、深い愛情と高い技能をもって主体的に教育・保育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。</u> 看護学科 (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。 (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。</p>

った教育者・保育者を養成する。

(修業年限)

第7条 同右

(在学年限)

第8条 同右

第3章 学生定員

(定員)

第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	入学定員	収容定員
健康科学部		
健康栄養学科	80名	320名
看護学科	80名	320名
<u>子ども教育学部</u>		
<u>子ども教育学科</u>	<u>80名</u>	<u>340名</u>

2 子ども教育学部子ども教育学科の3年次編入学定員は、10名とする。

第4章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 健康科学部健康栄養学科 (以下「健康栄養学科」という。)における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に分け、更に専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に区分し、編成するものとする。ただし、健康栄養学科においては、教育職員免許状取得に関する科目を別に編成するものとする。

2 健康科学部看護学科 (以下「看護学科」という。)における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、編成するものとする。

3 子ども教育学部子ども教育学科 (以下「子ども教育学科」という。)における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。

4 各学科の教育方針に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

5 自由科目は、第54条第1項に定める卒業要件単位数に算入しない。(授業科目及び単位数等)

第11条 同右

2 看護学科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

3 子ども教育学科の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(授業方法)

第12条 同右

(進級要件)

第13条 同右

(他の大学又は短期大学における学修)

第14条 同右

2 同右

3 同右

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 同右

2 同右

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第8条 本学の在学年限は8年とする。ただし、第37条及び第38条の規定により編入学又は転入学した学生は、残り修業年限の2倍の年数とする。

第3章 学生定員

(定員)

第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	入学定員	収容定員
健康科学部		
健康栄養学科	80名	320名
<u>子ども教育学科</u>	<u>80名</u>	<u>340名</u>
看護学科	80名	320名

2 子ども教育学科の3年次編入学定員は、10名とする。

第4章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 健康栄養学科及び子ども教育学科における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に分け、更に専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に区分し、編成するものとする。ただし、健康栄養学科においては、教育職員免許状取得に関する科目を別に編成するものとする。

2 看護学科における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、編成するものとする。

3 各学科の教育方針に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

4 自由科目は、第54条第1項に定める卒業要件単位数に算入しない。(授業科目及び単位数等)

第11条 健康栄養学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 子ども教育学科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

3 看護学科の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(授業方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

(進級要件)

第13条 看護学科においては、別に定める進級要件を満たさなければ、第2学年から第3学年への進級を認めない。

(他の大学又は短期大学における学修)

第14条 他の大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、学長が教育上有益であると認めるときは、当該大学又は短期大学と協議のうえ、これを許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲でこれを本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第16条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 同右</p> <p>(栄養教諭一種免許状)</p> <p>第17条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(管理栄養士国家試験受験資格)</p> <p>第18条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(栄養士免許状)</p> <p>第19条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格)</p> <p>第20条 同右</p> <p>2 同右</p> <p><u>(保健師及び看護師国家試験受験資格)</u></p> <p><u>第20条の2 看護学科において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。</u></p> <p><u>2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第54条第1項に規定する単位のほか、保健師の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(幼稚園教諭一種免許状)</p> <p>第21条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(保育士資格)</p> <p>第22条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(小学校教諭一種免許状)</p> <p>第23条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(社会福祉主事任用資格)</p> <p>第23条の2 同右</p> <p><u>第23条の3 削除</u></p>	<p>第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校の専攻科又は大学設置基準第29条第1項の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。</p> <p>(栄養教諭一種免許状)</p> <p>第17条 健康栄養学科において、栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。</p> <p>(管理栄養士国家試験受験資格)</p> <p>第18条 健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、管理栄養士学校指定規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学管理栄養士養成課程履修規程に定める。</p> <p>(栄養士免許状)</p> <p>第19条 健康栄養学科において、栄養士の免許を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学栄養士養成課程履修規程に定める。</p> <p>(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格)</p> <p>第20条 健康栄養学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学食品衛生課程履修規程に定める。</p> <p>(幼稚園教諭一種免許状)</p> <p>第21条 子ども教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。</p> <p>(保育士資格)</p> <p>第22条 子ども教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学保育士養成課程履修規程に定める。</p> <p>(小学校教諭一種免許状)</p> <p>第23条 子ども教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。</p> <p>(社会福祉主事任用資格)</p> <p>第23条の2 子ども教育学科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法第19条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p><u>(保健師及び看護師国家試験受験資格)</u></p> <p><u>第23条の3 看護学科において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。</u></p>
--	--

<p>(その他の民間資格等) 第23条の4 同右</p> <p>2 同右 3 同右 (履修登録) 第24条 同右</p> <p>(単位の計算方法) 第25条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(授業日数) 第26条 同右</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年) 第27条 同右 (学期) 第28条 同右</p> <p>(休業日) 第29条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、除籍及び留学 (入学の時期) 第30条 同右 (入学の資格) 第31条 同右</p>	<p><u>2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第54条第1項に規定する単位のほか、保健師の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(その他の民間資格等) 第23条の4 第17条から前条までに定める国家資格の他、各種の民間資格の認定機関として指定を受けており、それぞれの資格等を取得することができる。</p> <p>2 前項の資格の種類は、大阪青山大学履修規程に定める。 3 資格要件については、別に定める。 (履修登録) 第24条 学生は、履修しようとする授業科目を学期の始めに学長に届け出て、その許可を得なければならない。 (単位の計算方法) 第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。 (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、学長は単位数を定めることができる。 (授業日数) 第26条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年) 第27条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (学期) 第28条 学期は、次のとおりとする。 前期 4月1日から9月20日まで 後期 9月21日から翌年3月31日まで (休業日) 第29条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する祝日 (3) 本学園創立記念日（1月23日） (4) 春季休業 3月23日から3月31日まで (5) 夏季休業 8月10日から8月31日まで (6) 冬季休業 12月25日から1月9日まで 2 学長は必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、除籍及び留学 (入学の時期) 第30条 入学の時期は、学期の始めとする。 (入学の資格) 第31条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。） (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (5) 文部科学大臣の指定した者 (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者</p>
--	--

<p>(入学の出願) 第32条 同右</p> <p>(入学検定料の取扱) 第33条 同右</p> <p>(入学選考) 第34条 同右</p> <p>(入学手続) 第35条 同右</p> <p>(入学許可) 第36条 同右</p> <p>(編入学) 第37条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 同右</p> <p>(転入学) 第38条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 同右</p> <p>(転学) 第39条 同右</p> <p>(休学) 第40条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(休学期間) 第41条 同右</p> <p>2 同右 3 同右</p> <p>(復学) 第42条 同右</p>	<p>(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの。 (入学の出願) 第32条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて、別表4に定める入学検定料を納めなければならない。</p> <p>(入学検定料の取扱) 第33条 一旦納入した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(入学選考) 第34条 第32条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定する。</p> <p>(入学手続) 第35条 第34条の選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料、その他学費を納入し、誓約書及び本学所定の入学に関する書類を提出しなければならない。</p> <p>(入学許可) 第36条 学長は、前条に基づき入学手続きを完了した者に、入学を許可する。</p> <p>(編入学) 第37条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き第2年次又は第3年次に編入学を許可することがある。</p> <p>2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者 (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）</p> <p>3 第1項により編入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。</p> <p>(転入学) 第38条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。</p> <p>2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者 (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）</p> <p>3 第1項により転入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。</p> <p>(転学) 第39条 本学から他の大学へ転入学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>(休学) 第40条 病気その他の理由により授業に出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。</p> <p>2 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。</p> <p>(休学期間) 第41条 休学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは1年を超える休学を許可することがある。</p> <p>2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。 3 休学の期間は、在学期間に算入しない。</p> <p>(復学) 第42条 休学期間中でもその理由が解消し、復学しようとする者は</p>
---	--

<p>(退学) 第43条 同右</p> <p>(再入学) 第44条 同右</p> <p>(除籍) 第45条 同右</p> <p>(留学) 第46条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 同右</p> <p>第7章 単位の修得及び卒業 (単位の認定の条件) 第47条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(評価指標等) 第48条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(試験種別) 第49条 同右 (定期試験) 第50条 同右 (追試験) 第51条 同右</p> <p>(再試験) 第52条 同右 (学業成績) 第53条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 同右</p> <p>(卒業の認定・学位) 第54条 本学に4年以上在学し、所属学科所定の授業科目を履修し、下記のとおり単位を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部及び学科名</th> <th style="text-align: center;">卒業要件単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康科学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康栄養学科</td> <td style="text-align: center;">124単位以上</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">127単位以上</td> </tr> <tr> <td><u>子ども教育学部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>子ども教育学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>124単位以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 同右</p>	学部及び学科名	卒業要件単位数	健康科学部		健康栄養学科	124単位以上	看護学科	127単位以上	<u>子ども教育学部</u>		<u>子ども教育学科</u>	<u>124単位以上</u>	<p>学長に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>(退学) 第43条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>(再入学) 第44条 本学を退学した者及び第45条第3号により除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。</p> <p>(除籍) 第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。 (1) 第8条に定める在学年限を超えた者 (2) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者 (3) 正当な理由なくして授業料及びその他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者 (4) 死亡又は行方不明になった者</p> <p>(留学) 第46条 本学が定める他の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条及び第8条に定める修業年数及び在学年限に含めるものとする。 3 留学に関する取扱いは、別に定める。</p> <p>第7章 単位の修得及び卒業 (単位の認定の条件) 第47条 単位修得を認定するための評価は、当該授業科目の出席時間数が別に定める所定の時間数に満たない者については、これを行うことができない。 2 授業料及びその他の学費を納入していない者についても、前項と同様とする。</p> <p>(評価指標等) 第48条 単位修得を認定するための評価は、原則として授業科目毎に行う試験の結果によるものとし、必要に応じてその他の指標を考慮することができる。 2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、演習及び実技並びに試験によることが適切でない講義科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況や成果物等により評価し、単位修得の可否を認定することができる。</p> <p>(試験種別) 第49条 試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とする。 (定期試験) 第50条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。 (追試験) 第51条 やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者については、追試験を行う。 (再試験) 第52条 不合格の科目については、再試験を行うことができる。 (学業成績) 第53条 学業成績の判定は、秀、優、良、可及び不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。 2 秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。 3 不可は、不合格とし、単位を認定しない。</p> <p>(卒業の認定・学位) 第54条 本学に4年以上在学し、所属学科所定の授業科目を履修し、下記のとおり単位を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部及び学科名</th> <th style="text-align: center;">卒業要件単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康科学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康栄養学科</td> <td style="text-align: center;">124単位以上</td> </tr> <tr> <td><u>子ども教育学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>124単位以上</u></td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">127単位以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学長は、前項により卒業を認定した者に対して、学位規程の定め</p>	学部及び学科名	卒業要件単位数	健康科学部		健康栄養学科	124単位以上	<u>子ども教育学科</u>	<u>124単位以上</u>	看護学科	127単位以上
学部及び学科名	卒業要件単位数																						
健康科学部																							
健康栄養学科	124単位以上																						
看護学科	127単位以上																						
<u>子ども教育学部</u>																							
<u>子ども教育学科</u>	<u>124単位以上</u>																						
学部及び学科名	卒業要件単位数																						
健康科学部																							
健康栄養学科	124単位以上																						
<u>子ども教育学科</u>	<u>124単位以上</u>																						
看護学科	127単位以上																						

<p>第8章 学 費 等 (学費) 第55条 同右 2 同右 (休学に係る授業料等及び学籍料) 第56条 同右 2 同右 3 同右 (手数料) 第57条 同右 (授業料等の分納・延納) 第58条 同右 第9章 賞 罰 (表彰) 第59条 同右 (懲戒) 第60条 同右 2 同右 3 同右 第10章 職員組織 第61条 同右 第11章 科目等履修生、長期履修生、研究生及び外国人留学生 (科目等履修生) 第62条 同右 2 同右 3 同右 (長期履修生) 第63条 同右 2 同右 (研究生) 第64条 同右 2 同右 (外国人留学生) 第65条 同右</p>	<p>るところにより学士の学位を授与する。 第8章 学 費 等 (学費) 第55条 授業料及びその他の学費については、別表4のとおりとする 2 一旦納入した学費は、正当な理由がない限り返還しない。 (休学に係る授業料等及び学籍料) 第56条 学期前に休学を申し出て許可された場合は、当該学期に係る授業料、施設費及び実習費(以下本条及び第58条において「授業料等」という。)の納入を要しない。ただし、休学期間においては、別表4に定める学籍料を納入しなければならない。 2 学期途中で休学する場合は、休学開始月までの授業料等を月割にて納入のうえ、前項ただし書きに基づき、学籍料を納入しなければならない。 3 許可された休学期間の途中で復学する場合は、復学日の属する月から当該学期の最終日が属する月までの授業料等の月割額を復学が許可されてから復学までの間に納付しなければならない。この場合において、授業料等納付月分の学籍料は返還する。 (手数料) 第57条 試験及びその他各種の手数料については、別に定める。 (授業料等の分納・延納) 第58条 授業料等は、特別の事由のある場合、分納又は延納を許可することがある。 第9章 賞 罰 (表彰) 第59条 品性、学力ともに優秀な者又は篤行があった等、学生として表彰に値する行為のあった者については、学長は教授会の意見を聴き表彰する。 (懲戒) 第60条 本学の秩序を乱し、かつ本学の規則等に違反した者又は学生としての本分にもとると認められる行為をした者については、学生懲戒規程の定める手続きを経て、学長が懲戒する。 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当な理由がなく、出席常でない者 (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者 第10章 職員組織 第61条 教授会、事務組織等職員組織については、学校法人大阪青山学園組織規程の定めるところによる。 第11章 科目等履修生、長期履修生、研究生及び外国人留学生 (科目等履修生) 第62条 本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は教授会の意見を聴き科目等履修生として受け入れることができる。 2 科目等履修生には、第47条及び第53条の規定を準用して単位を与えることができる。 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。 (長期履修生) 第63条 第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き長期履修生として入学を許可する。 2 長期履修生に関する必要な事項は、別に定める。 (研究生) 第64条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することがある。 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。 (外国人留学生) 第65条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のう</p>
--	--

2 同右

第12章 厚生施設
(厚生施設)
第66条 同右
2 同右

第13章 公開講座
(公開講座)
第67条 同右
2 同右

附則
1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2～24 (略)
25 この学則は、令和4年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

別表1 同右

別表2 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目
(略)

別表3 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目
(略)

別表4 入学検定料及び授業料その他の学費と学籍料

入学検定料	35,000 円	複数回受験の場合は2回目以降 20,000 円
入学金	230,000 円	

(年額)

学 部 学 科	健康科学部 健康栄養学科	健康科学部 看護学科	<u>子ども教育学部</u> <u>子ども教育学科</u>
授業料	1,160,000 円	1,300,000 円	1,000,000 円
施設費	80,000 円	80,000 円	80,000 円
実習費	1・2 学年 各 60,000 円 3・4 学年 各 100,000 円	300,000 円 (4 年次保健 師課程別途 60,000 円)	—
合 計	1・2 学年 各 1,300,000 円 3・4 学年 各 1,340,000 円	1,680,000 円 (保健師課 程 1,740,000 円)	1,080,000 円

学籍料	10,000 円 (月額)	休学期間分をまとめて前納
-----	---------------	--------------

え、学長は教授会の意見を聴き外国人留学生として入学を許可することがある。
2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設
(厚生施設)
第66条 本学に厚生施設を置く。
2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座
(公開講座)
第67条 教育研究の成果を公開して地域社会に貢献するため、適宜公開講座を開設する。
2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附則
1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2～24 (略)

別表1 健康栄養学科 基礎教育科目・専門教育科目
(略)

別表2 子ども教育学部 基礎教育科目・専門教育科目
(略)

別表3 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目
(略)

別表4 入学検定料及び授業料その他の学費と学籍料

入学検定料	35,000 円	複数回受験の場合は2回目以降 20,000 円
入学金	230,000 円	

(年額)

学 部 学 科	健康科学部 健康栄養学科	<u>健康科学部</u> <u>子ども教育学科</u>	健康科学部 看護学科
授業料	1,160,000 円	1,000,000 円	1,300,000 円
施設費	80,000 円	80,000 円	80,000 円
実習費	1・2 学年 各 60,000 円 3・4 学年 各 100,000 円	—	300,000 円 (4 年次保健 師課程別途 60,000 円)
合 計	1・2 学年 各 1,300,000 円 3・4 学年 各 1,340,000 円	1,080,000 円	1,680,000 円 (保健師課 程 1,740,000 円)

学籍料	10,000円 (月額)	休学期間分をまとめて前納
-----	--------------	--------------

新 (改正案)

別表3 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基礎教育科目	教育と福祉	2			
	食と健康		2		
	日本語 I	2			
	日本語 II		2		
	実用書道		1		
	生物学		2		
	地球環境論		2		
	統計学		2		
	心理学		2		
	コミュニケーション論		2		
	プレゼンテーション概論		2		
	プレゼンテーション演習		1		
	キャリアデザイン	1			
	ボランティア論		2		
	伝統文化に学ぶ	1			
	多文化共生論		2		
	学修基礎演習		2		
	日本国憲法	2			
	情報処理	2			
	情報リテラシー I		2		
	情報リテラシー II		2		
	基礎英語 I	1			
	基礎英語 II	1			
	体育講義	1			
	体育実技	1			
	合計		14	28	

旧 (現行)

別表2 子ども教育学科 基礎教育科目・専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教育科目	健康科学概論	1		
	食と健康		2	
	日本語 I	2		
	日本語 II		2	
	子どもと言葉		2	
	言語文化論		2	
	実用書道		1	
	生物学		2	
	地球環境論		2	
	統計学		2	
	心理学		2	
	コミュニケーション論		2	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		1	
	キャリアデザイン	1		
	ボランティア論		2	
	伝統文化に学ぶ	1		
	多文化共生論		2	
	学修基礎演習		2	
	日本国憲法	2		
	情報処理	2		
	情報リテラシー I		2	
	情報リテラシー II		2	
	基礎英語 I	1		
	基礎英語 II	1		
	体育講義	1		
	体育実技	1		
	合計		13	32

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	健康子ども学基礎ゼミナール	2		
	健康子ども学Ⅰ	2		
	健康子ども学Ⅱ		2	
	子どもの健康と生活		2	
	教育原理	2		
	保育原理	2		
	教育心理学	2		
	保育の心理学	2		
	子どもの人権	2		
	子ども文化論		2	
	子ども社会論		2	
	子どもと英語Ⅰ		2	
	子どもと英語Ⅱ		2	
	基礎音楽Ⅰ	1		
	基礎音楽Ⅱ	1		
	器楽Ⅰ	1		
	造形	1		
専門基礎科目合計	18	12		

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	こころとからだの健康	健康心理学	2	
		子ども家庭支援の心理学		2
		児童心理学		2
		カウンセリング演習		1
		教育相談		2
		臨床教育学		2
		臨床保育学		2
		子ども理解の理論と方法		2
		食育論	2	
		子どもの保健	2	
		子どもの健康と安全		1
		子どもの食と栄養	2	
		社会福祉	2	
		子ども家庭福祉		2
	子ども家庭支援論		2	
	子どもの福祉	乳児保育Ⅰ		2
		乳児保育Ⅱ		1
		特別支援教育入門		2
		特別支援実践論		2
		社会的養護Ⅰ	2	
		社会的養護Ⅱ		1
		子育て支援		1
		社会福祉行政論		2
		子どもと虐待		2

科目区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
専門基礎分野	健康子ども学基礎ゼミナール	2			
	健康子ども学Ⅰ	2			
	健康子ども学Ⅱ		2		
	子どもの健康と生活		2		
	教育原理	2			
	保育原理	2			
	保育実践入門Ⅰ		1		
	保育実践入門Ⅱ		1		
	教育心理学	2			
	保育の心理学	2			
	子どもの人権	2			
	子ども文化論		2		
	子ども社会論		2		
	子どもと英語Ⅰ		2		
	子どもと英語Ⅱ		2		
	基礎音楽Ⅰ	1			
	基礎音楽Ⅱ	1			
	器楽Ⅰ	1			
	造形Ⅰ	1			
	専門基礎分野合計	18	14		
	専門教育科目	こころとからだの健康	健康心理学	2	
			子ども家庭支援の心理学		2
児童心理学				2	
カウンセリング演習				1	
教育相談				2	
臨床教育学				2	
臨床保育学				2	
子ども理解の理論と方法				2	
食育論			2		
子どもの保健			2		
子どもの健康と安全				1	
子どもの食と栄養			2		
社会福祉			2		
子ども家庭福祉				2	
子ども家庭支援論			2		
子どもの福祉		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		1	
		特別支援教育入門		2	
		特別支援実践論		2	
		社会的養護Ⅰ	2		
		社会的養護Ⅱ		1	
		子育て支援		1	
	社会福祉行政論		2		
子どもと虐待		2			

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専門教育科目	実習・研究	保育実習 I A	2	
		保育実習指導 I A	1	
		保育実習 I B	2	
		保育実習指導 I B	1	
		保育実習 II	2	
		保育実習指導 II	1	
		保育実習 III	2	
		保育実習指導 III	1	
		教育実習 I	1	
		教育実習 II	3	
		教育実習事前事後指導	1	
		教職実践演習(幼・小)	2	
		教職実践演習(幼・保)	2	
		地域子育て支援実習	2	
		健康子ども学専門ゼミナール	2	
卒業研究	4			
専門教育科目合計		14	141	

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専門教育科目	実習・研究 専門分野	保育実習 I A	2	
		保育実習指導 I A	1	
		保育実習 I B	2	
		保育実習指導 I B	1	
		保育実習 II	2	
		保育実習指導 II	1	
		保育実習 III	2	
		保育実習指導 III	1	
		教育実習 I	1	
		教育実習 II	3	
		教育実習事前事後指導	1	
		教職実践演習(幼・小)	2	
		教職実践演習(幼・保)	2	
		地域子育て支援実習	2	
		健康子ども学専門ゼミナール	2	
卒業研究	4			
専門分野合計		14	134	
専門教育科目 合計		32	148	

大阪青山大学子ども教育学部教授会規程（案）

第1条 この規程は、学校法人大阪青山学園組織規程第9条第2項の規定により、大阪青山大学子ども教育学部に置く教授会に関し、必要な事項を定める。

第2条 教授会は、学長、副学長、学部長及び専任教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。ただし、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えて審議することができる。

第3条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは指名により代理者を置くことができる。

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が定める次に掲げる教育研究に関する重要事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学則及び関係規程の制定、改廃に関すること。

(2) 教育の質保証に関すること。

(3) 学生の賞罰及び厚生補導に関すること。

(4) 教育研究活動の評価に関すること。

3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下本項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5条 教授会は、毎月1回開くことを定例とする。ただし、必要があるときは、この限りでない。

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 教授会の議事は、構成員の出席人数の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7条 教授会の議事は議事録に記載し、総務部において保管する。

2 会議に欠席した者は、この議事録の閲覧により議事の内容を了知することができる。

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する